重要なお知らせ

変わります 国民健康保険制度

賦課割合と限度額

これまで、前年の所得に応じた所得割、 固定資産税額に応じた資産割、被保険者1 人あたりの均等割、1世帯あたりの平等割 の4つを合計して保険料を算出していまし たが、今年度から次の通りの賦課割合とな ります。また、医療保険分の基礎賦課額の 限度額が54万円から58万円となります。

所得割	資産割	均等割	平等割
50%	廃止	35%	15%

※変更を反映した各世帯の保険料額は、8 月中旬に送付する本算定納付通知書を確 認ください。なお、4月中旬に発送する 仮算定納付通知書(4~7月分)は前年 度の保険料を基にした暫定額です。注意 ください。

問 市民課保険年金係(内線131)

保険者の変更

厳しい財政状況の中、国民健康保険制度を維持していくため、 県も保険者となり各市町村と共に運営していきます。

県の役割…財政運営など

市町村の役割…保険料率の決定、賦課・徴収、資格管理 など 保険料の納付先や、届出・申請窓口に変更はありません。

被保険者証などの変更

保険者の変更に伴い、県名を記載するなどの被保険者証の変更 を10月1日に行います。

住所異動と保険資格

転居した場合でも同一県内であれば保険資格は継続します。 ※転居先の市町村で、新たな被保険者証が交付されます。

高額療養費の多数回該当の県単位の通算

同一県内の転居で、転居前と同一世帯と認められる場合には、 4月以降の高額療養費の多数回該当(※)の数は引き継がれます。

(※)過去12カ月以内で高額療養費の対象となった月数が4回以上あった場合、4 回目から自己負担限度額が引き下げられる制度

3人乗り自転車・チャイルドシートなどの 購入費用を助成します



市では、子育て世帯が安心して外出できるよう、3人乗り自転車やチャイルドシートなどの 購入費用の一部を助成しています。

補助金の種類

種類	対象経費 ※平成30年4月1日~平成31年3月29日に購入した新品に限る	補助額	
自転車等購入補助金	BAAマークと幼児2人同乗基準適合車マークのある3人乗り自転車の購入 費(1世帯につき1台まで)	購入費の1/2 (1世帯につき上限5万円)	
	3人乗り自転車と同時に購入したSGマークのある幼児用座席と幼児用ヘルメットの購入費(1世帯につき各2個まで)		
チャイルドシート等 購入補助金	新安全基準「ECE/R44」に適合するチャイルドシート・ベビーシート・ ジュニアシートの購入費(1世帯につき対象のお子さんの数まで)	購入費の1/2 (1台につき上限1万円)	

対象者 次の全てに該当する方

- ▷購入日から引き続き市内に住所を有する方
- ※住民登録をせず一時的に土岐市に居住する「里帰 り出産」など、申請後に土岐市で育児をしていく 見込みがない方は対象になりません。
- ▶申請日に6歳未満(出産予定を含む)のお子さん (自転車等購入補助金は2人以上)を持つ方
- ▷市税および保育料を滞納していない方
- 問 子育て支援課(内線161)

- 申込方法 申請書 (子育て支援課で配布または市ホームペ ージからダウンロード) に必要書類を添えて、平成31年 3月29日までに同課へ提出してください。
- その他 商品券や各種ポイント、各種プリペイドカードな どを利用して購入した場合は、補助の対象外となります。 また、同じお子さんを対象とした同じ種類の補助は、受 けられません。詳しくは、市ホームページ トップペー ジ≫子育て・教育≫子育て支援をご覧ください。